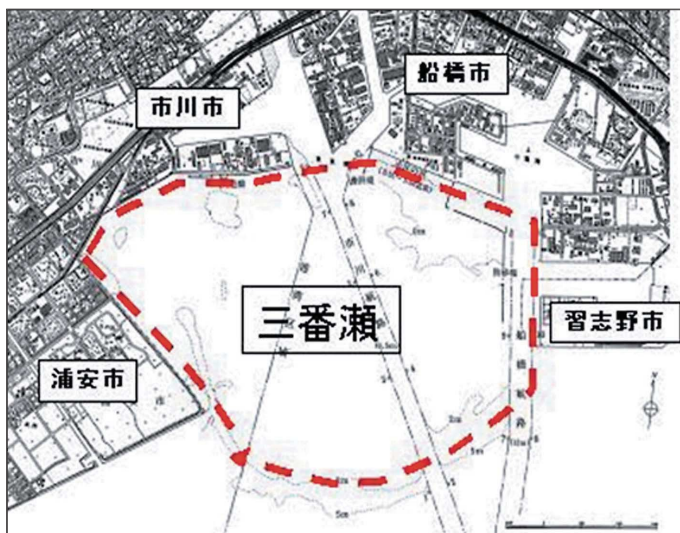


5. 千葉県三番瀬再生計画の策定に向けて

～三番瀬再生への取組～



(三番瀬の干潟)

東京湾にはかつて136平方キロメートル以上の干潟がありましたが、昭和30年代の高度経済成長期以降、その90%以上が埋め立てられ、千葉県内でも三番瀬、富津、盤洲にかろうじて残るだけとなっています。

三番瀬は、東京湾の最奥に位置し、浦安市、市川市、船橋市、習志野市の埋立地に三方を囲まれている約1,800ヘクタールの干潟・浅海域です。昭和30年代から埋立てが計画され、昭和50年代半ばにかけてその一部が埋め立てられ、現在の海域の範囲となりました。

しかし、人々の考え方が開発と保全の構図から、自然との共生の実現を目指すものへと変化し、海岸や干潟、湿地は貴重な生態系であるという認識が高まり、地球規模での保全が求められるようになりました。そのような時代の流れの中で、三番瀬は東京湾の奥に残された貴重な自然環境であり、県民にとってもかけがえのない財産であるとして、13年、県は三番瀬埋立計画を中止し、三番瀬の再生を目指す新たな計画を県民参加のもとに策定することとし、14年1月、県民、地元住民、漁業関係者、環境保護団体関係者、専門家等で構成される三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）を設置しました。

この会議では、日本ではほとんど例のない公共事業中止後の計画づくりについて、徹底した情報公開と住民参加により行う政策提言型の「千葉モデル方式」により2年間、計163回にわたり検討が行われ、16年1月に「三番瀬再生計画案」としてまとめられ、知事に提出されました。

県では、「三番瀬再生計画案」をもとに基本計画と事業計画で構成する三番瀬再生計画を策定することとし、17年4月に基本計画（案）を*三番瀬再生会議へ諮問しました。

基本計画（案）は、次のような構成となっています。

第1章 三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針

第1節 背景

第2節 再生の目標（1 生物多様性の回復、2 海と陸との連続性の回復、3 環境の持続性及び回復力の確保、4 漁場の生産力の回復、5 人と自然とのふれあいの確保）

第3節 再生に当たっての進め方（1 科学的な知見及び漁業者の経験的な知見の活用、2 予防的態度及び順応的管理、3 賢明な利用、4 協働による取組）

第4節 東京湾の再生につながる広域的な取組、第5節 計画・交流区域

第2章 三番瀬の再生に向けて講ずべき施策（第1節 干潟・浅海域、第2節 生態系・鳥類、第3節 漁業、第4節 水・底質環境、第5節 海と陸との連続性・護岸、第6節 三番瀬を活かしたまちづくり、第7節 海や浜辺の利用、第8節 環境学習・教育、第9節 維持・管理、第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進、第11節 広報、第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組）

第3章 三番瀬の再生の推進方法

第1節 事業の進め方、第2節 推進体制

その後、6月に三番瀬再生会議から答申を受け、8月にパブリックコメントを実施したところであり、県議会の議論を経て早期に確定していきます。

県では、今後、基本計画に基づき、具体的な事業をとりまとめた事業計画を策定し、県民、地元住民、漁業関係者、NPO、国、地元市等の多様な主体との連携・協働を図りながら、三番瀬の再生に取り組んでいきます。

※三番瀬再生会議

平成16年12月27日に設置された知事の諮問機関。県民、地元住民、環境保護団体等の関係者、専門家等により構成され、徹底した情報公開と住民参加による運営のもと、今後の三番瀬の再生に向けた県の取組について、意見を述べていく等の役割をもっています。

（空中から見た三番瀬）
（浦安市上空から）

